

明治の初め、国会開設や憲法制定、地租軽減などを要求し、当時の政府に民主政治の実現を迫った自由民権運動の先進地の一つが、福島県南部にある石川町だ。この町で、かつての運動の功績に光をあてる住民らの取り組みが進んでいる。「共謀罪」法が成立し、報道の自由度は世界七十二位(国境なき記者団)と低迷する今の日本。自由と権利を嚮導した先人の闘いの歴史に学ぶことは多いだろう。石川町に足を通んだ。

石川町は、阿武隈山地の真

# 掘り起こす



岩谷巖日記の書籍化などに取り組んでいる鈴木吉重さん(左)と小豆畑毅さん(右)＝福島県石川町で

していくが、大本をたどれば、この小さな山間の町に行き着く。石川町で運動の歴史を掘り起しているのが、郷土史家

鈴木(左)は「一冊にまとめれば研究の助けになる。民俗資料としても貴重な」と意義を話す。

## 日々論々

法で民主主義を謳う法律は三つある。本欄初回で紹介した公文書管理法、文字・活字文化振興法と放送法だ。前者が近年できたのに比べ、後者は一九五〇年制定のままだ。戦後日本のスタートとともに生まれた。当時、民主国家の確立に自由で責任ある言論は不可欠として、いくつかの社会制度の整備が試みられた。大学におけるシャーマニズム教育の支援(東京、早稲田、慶応各大学などでの学科設置)や報道倫理綱領の制定とその実行機関として日本新聞協会の設立もその一つであ

る。そして放送についても豊かな番組作りができる環境をめざして、独立行政機関による免許交付などの新しい制度が構築された。ただし、わずか二年で電波監理委員会は廃止し、政府直轄方式に変更。同時に、日本は放送形態として「公共」と「商業」の並立態勢を選択した。大きく分けると世界の放送は、国营・商業・公共の三つに分かれる。近隣諸国では北朝鮮、中国、ロシアは国营放送が力を持っているが、ロシアには商



専修大教授・山田健太さん

## 放送の自由

る、世界の中でも稀な放送形態を維持している国といえることになる。この「公共」の意味合いは、「みんなを支える」ということであるが、その支え方はそれぞれだ。米国の公共図書館のように公共放送も寄付

# 公共財としてのメディア

業放送も存在する。一方で米国の場合は視聴者から広く薄く「受信料」的なものを徴収する方法を採用している。ただしその集め方は、税金(仏、公共料金として電気代と一緒に(韓国)など、さまざまだ。その中でも日本は、NHKと契約者である視聴者が個別の契約を締結し、未払い者に罰則がないなかで八割近い

がメインの国もあるが、多くの場合は視聴者から広く薄く「受信料」的なものを徴収する方法を採用している。ただしその集め方は、税金(仏、公共料金として電気代と一緒に(韓国)など、さまざまだ。その中でも日本は、NHKと契約者である視聴者が個別の契約を締結し、未払い者に罰則がないなかで八割近い

徴収業績を維持してきたのが特徴である。最高裁判所はこうした状況を十二月の判決で「放送が受信できる環境にある者に広く公平に負担を求め、全体により支えられ」たものと述べている。これは、まさに新聞や書

# 東北 復興日記



仙台市若林区長 白川由利枝さん

▶▶▶ 235

仙台市若林区は人口約十三万六千人、面積約五十平方キロと市内で一番小さい区です。二〇一一年三月の東日本大震災では区域の半分以上が浸水し、二百人を超える尊い命が失われるなど甚大な被害を受けました。今年、生誕四百五十年を迎えた藩祖・伊達政宗公が晩年の居城を

ただ、順調なところばかりではなく、県内の他市町や福島県から避難し、みなし仮設に住まい続けている方も少なくありません。震災は広大な地域を一度に襲いましたが、復旧や復興はまだらに進み、そのことが多くの人の心に重くのしかかります。住まいやなりわいが再建できても、心の傷が癒やされるのはこれから。復興とは、被災者一人ひとりにとって異なり、恐ろしく息の長い事業であることを改めて実感します。被災した場所で再建に取り組む

## NHKを巡るトピック

- 1992 NHKスぺシャル「奥ヒマラヤ禁断の王国・ムスタフ」でのやらせ発覚
- 2001 ETV特集シリーズ「戦争をどう載るか」で戦時性暴力を巡って番組改変が問題化
- 2004 制作費不正支出のほかに、相次いで局内不祥事が明らかになる(9月に国会で会長が謝罪を合意)と判断(東京高裁も1審を認容)
- 2014 萩井勝人氏が会長就任、発言が物議。経営委員の百田尚樹・長谷川三千子両氏の発言が問題視され、経営委員長の「経営委員職務準則にのっとり節度をもって行動を」との見解発表

展に寄与することをめざしている。ここで大切なのは、司法のお墨付きによって守られるのではなく、国家からもスポンサーからも独立した存在としての「公共」であるとい

う点だ。そして、NHKも(新聞も)、こうした社会的責務に応え得るかまじと放送内容であることが絶対必要条件となる。(毎月第2火曜日に掲載)

- 2014 NHKスぺシャルでの佐村河内守氏、STAP細胞事件での小保方晴子氏への取材が問題化
- 2015.11 有識者等による総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」が設置され、16年9月に第1次取りまとめを発表。インターネット時代におけるNHKの在り方を議論(16.8)には別の事件で、さいたま地裁が支払い義務なしと判断)
- 2017.9 NHK内に民間有識者による「NHK受信料制度等検討委員会」が「公平負担徹底のあり方」などについて答申
- 2017.12 最高裁が受信料合意の大法廷判決